

信州大学附属図書館における、夜間・休日開館中の臨時閉館の決定と周知について

折 井 匡 (信州大学附属図書館中央館)

I はじめに

信州大学松本キャンパスでは、2013年度秋に2度台風の直撃があり、2014年2月には記録的な大雪に見舞われた。2014年2月8日(土)に松本27cm、14日(金)～15日(土)にかけては松本75cm、長野70cmなどの降雪があり、交通機関や市民生活に支障があった。いずれも土日祝日にかけて被害が発生している。

規程を検討していた頃の2014年2月14日の大雪は、JRが翌日の運休を決めていたにも関わらず、中央図書館では臨時閉館などの対策をとらず通常通り開館した。そのため当日の職員では通路の確保ができず、常勤職員が出勤して除雪機にて人が通るだけの除雪を行った。一般道路の除雪ができないことから、市内線のバスの運行がストップし21日まで続いた。

信州大学附属図書館の6図書館は、夜間及び土日祝日の勤務時間は、大学院生だけを非常勤職員として雇用しているので、この開館時間帯や開館日に被害が発生した場合、図書館内では人的被害が無いと思われるが、利用者や非常勤職員が図書館を使う為に移動中に被災する事も考えられる。

館名	月～金曜日		土曜日	日曜日・祝日
	授業期	長期休業期		
中央図書館	8:45～22:00	8:45～17:00	10:00～19:00	10:00-19:00
教育学部図書館	8:45～21:00	8:45～17:00	10:00～17:00	-
医学部図書館	8:45～21:00	8:45～17:00	10:00～16:00	-
工学部図書館	8:45～21:00	8:45～17:00	10:00～16:00	-
農学部図書館	8:45～21:00	8:45～17:00	10:00～18:00	-
繊維学部図書館	8:45～21:00	8:45～17:00	10:00～16:00	-

どのような場合に休館とするか、その広報はどうしたら良いかについてを定めて、未然に防ぐため附属図書館の内規を制定したのでその経緯を報告する。

II 制定前の状態

長野県は高い山脈に囲まれていて、海にも遠いことから、台風が長野県を進路とすることが少なく、風の影響が少ない。雪は長野市のキャンパスでは多いが、松本・上田・南箕輪のキャンパスでは少ない。

気象災害が少ない事から、万が一の対応方法が策定されていなかった。

信州大学には全学対象の休講規程(別添1参照)があり、これを基に各部局で基準運用を制定することになっている。これを準用することで、図書館の休館基準としたらどうかと検討した。この規程では気象警報が発令(または予想)されていて、またJRとバスの両方が止まっている場合は、休講できることになっている。

実際に調べてみると、松本キャンパスの場合松本市内の路線バスは、かなりの悪天候であっても運休になることが無いので、この規程では休館にならない(休講もできない)。また、仮に路線バスが運休してから休館とすると大学から帰宅できない場合も想定され、路線バスが止まる前に休館が決まることが望ましい。

III 気象警報について

気象庁(地方气象台)は、大雨や強風などによって災害が起こるおそれのあるときは「注意報」を発表する。また重大な災害が起こるおそれのあるときは「警報」を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは「特別警報」を発表して注意や警戒を呼びかけている。

特別警報・警報・注意報は関係行政機関、都道府県や市町村へ伝達され防災活動等に利用されるほか、市町村や報道機関を通じて地域住民の方々へ伝えられる。松本市においても、「松本安心ネット」にメールアドレスを登録することで、発表があり次第メールが到着する。(他の市町村にも同様のシステムがある)

キャンパス毎に気象警報が出た回数を調べた。対応不要とは、夕立等の局地的かつ短時間と予測できた気象警報で、対応必要な警報とは、台風などが接近して来たことに起因する気象警報をカウントした。

	地域	長野	松本	上田	南箕輪
2011	対応必要な警報回数	4	3	5	2
	対応不要	3	7	10	0
2012	対応必要な警報回数	1	1	1	1
	対応不要	9	3	6	4
2013	対応必要な警報回数	2	3	3	3
	対応不要	10	4	3	0
2014	対応必要な警報回数	2	2	2	2
	対応不要	12	3	7	4
合計	対応必要な警報回数	9	9	11	8
	対応不要	34	17	26	8

(単位:回)

臨時休館をすべき警報は、松本キャンパスでは4年間で9回、年平均2回程度である。

IV 他大学の図書館調査

1. 全国の大学図書館の開館状況

統計書から、土日祝日の開館状況を調べた。全国の大学の83%が土曜日に開館している。休日(日曜と祝日)も62%が開館している。

分類	館数	時間外開館	%	土曜日開館	%	休日開館	%
国立	290	238	82%	220	76%	195	67%
公立	128	108	84%	100	78%	67	52%
私立	1057	813	77%	905	86%	648	61%
総計	1475	1159	79%	1225	83%	910	62%

「平成25年度学術情報基盤実態調査」より

2. メールによるアンケート調査

他大学の実情を調べることで、それらの問題点を解決できるのではないかと、全国の国立大学法人の附属図書館へメールによる調査を行った。

調査実施 2013年11月

調査館 本館のみ(分館を除く)

調査期間 過去3年間の臨時閉館の経験の実績。

回答もメールで集め、回答内容をエクセルで集計。

3. アンケート結果

①調査対象91館 回答61館 (69%)

②臨時閉館の規程あり 16館 (26%)

規程により閉館の経験あり 14館

③臨時閉館の規程なし 45館 (74%)

規程はないが臨時閉館の経験あり 34館

④臨時閉館の決定者 館長31館 事務長17館 リーダー等15館 (複数回答あり)

⑤広報手段 図書館ホームページ 入口へ掲示 twitter facebook

規程があるかどうかは別として、すべての館では担当者の判断ではなく、上司に許可を得て休館としている。

規程のある16館のうち、図書館独自の規程を持っている、千葉大学、名古屋大学、大阪大学など9館についてさらに追加調査した。このうち千葉大学の例を特に参考になったので紹介する。

4. 千葉大学の例

下記は千葉大学附属図書館の規程の抜粋である。自然災害だけでなく、交通機関のストライキ等で、全線の列車が運行停止になったときについても適用している。

開館後に気象警報が発令されると、1時間以内に臨時休館となる。気象警報が解除された時間で、いつ開館になるか決まる。気象警報が出ている間だけ休館になる。気象警報は図書館で広報せずとも、マスコミやインターネットで知ることができる。信州大学附属図書館でも、この方法であれば対応は可能と思われた。

自然災害等に伴う臨時休館等について(2012.10.23)より抜粋

臨時休館となる要件

- ・ 自然災害・事故及び交通機関のストライキで全線の列車が運行停止となったとき
- ・ 風等により気象庁から各キャンパスの所在地域に暴風または大雪警報(以下「警報」という)が発令された場合

◎授業期間中

6:30までに警報が解除されない→11時まで臨時休館

10:00までに警報が解除されない→16時まで臨時休館

正午までに警報が解除されない →終日休館

開館後に警報が発令される →1時間以内に臨時休館

◎休業期間中

6:30までに警報が解除されない→11時まで臨時休館

10:00までに警報が解除されない→終日休館

開館後に警報が発令される →1時間以内に臨時休館

V 内規の制定

千葉大学の規程を参考にして、中央図書館で案を作成し、他学部図書館とも協議して、原案を平成26年10月17日の学術情報・図書館委員会で審議の上、内規として制定した(全文は別添2参照)。

この内規は、夜間休日等非常勤職員の勤務時間の中での自然対策休館を念頭においている。また、信州大学にある6つの図書館全てが同じ条件で休館となる。利用者と職員の安全を確保するために制定しており、帰宅困難な状況になった場合は、休館となっている図書館内で安全確保ができる。広報は図書館のtwitterでおこなうことで、インターネットに接続したパソコンやスマホからでも情報発信ができるようにした。

VI 実際の休日等での運用方法

土曜日の開館中に警報が発表された場合の、閲覧責任者(常勤職員)の仕事

- ①事前に他地域の状況から警報発令が予想された場合、金曜日中に土日に当番の非常勤職員へ事前連絡をする。
- ②警報が発表された事を知らせるメールが松本安心ネットから携帯に届く。
- ③館長等、上司から臨時閉館の許可を電話等で得る。
- ④図書館の非常勤職員へ連絡して、速やかに閉館するように指示する。
- ⑤ twitter 担当者(常勤職員)へ閉館の書き込みをするように指示する。
(例)「警報が発表されましたので〇〇時で臨時閉館となりました。本日17時までに警報が解除されない場合は、明日も臨時休館となります。」
- ⑥日曜日の勤務者へ指示する。
学生などの利用者は、附属図書館の twitter を閲覧することで、休館かどうかわかる。

VII おわりに

2014年7月10日(木)には台風8号が長野県を通過するルートであったので、規程の制定前ではあったが、中央図書館・医学部図書館・農学部図書館の3館で夜間を臨時閉館とした。また、同年10月10日(金)に台風19号が接近したので、土曜・休日に臨時閉館になる可能性がある旨を、各図書館より学生及び教職員に一斉メールで通知したが、警報が発表されなかったので通常開館となった。

東日本大震災に続く長野県中部地震(松本地震)や長野県神城断層地震など、大きな災害となる地震に対する備えも必要であり、附属図書館では対応をしてくれている¹。一方で毎年2回以上は気象警報が発表されるので、この規程の制定による運用が、利用者の安心安全に寄与するものと思われる。

¹ 折井匡. 夜間を想定した避難訓練. 医学図書館. 59(4):274-275(2012)

台風・大雪等における授業及び試験の取り扱いについて

台風・大雪等により、授業及び試験(以下「授業」という。)の実施が困難又は困難が予測される場合は、気象警報及び公共交通機関の運行状況等により、教学担当の理事若しくは部局長が休講及び授業の再開を決定する。

1. 対象となる気象警報

キャンパス所在地域の「大雨・暴風」又は「大雪・暴風雪」

2. 公共交通機関の状況

鉄道(J R・私鉄)及び路線バスの運休

3. 休講の判断基準

翌日の授業：前日夕方時点で、警報の発令が予想され、公共交通機関の運休が決定している。

午前の授業：午前7時時点で、警報が発令されており、公共交通機関が運休している。

午後の授業：午前11時時点で、警報が発令されており、公共交通機関が運休している。

夜間の授業：午後3時時点で、警報が発令されており、公共交通機関が運休している。

4. 授業再開の判断基準

午前の授業：午前7時時点で、警報が解除されており、公共交通機関が運行している。

午後の授業：午前11時時点で、警報が解除されており、公共交通機関が運行している。

夜間の授業：午後3時時点で、警報が解除されており、公共交通機関が運行している。

※ 大雪・暴風雪の場合は、警報解除後の積雪・除雪の状況も考慮する。

5. 各キャンパス等における決定者

松本キャンパス及び全学に係る場合　：教学担当の理事

長野(教育)キャンパス：教育学部長

長野(工学)キャンパス：工学部長(経済・社会政策科学研究科は研究科長)

南箕輪キャンパス：農学部長

上田キャンパス：繊維学部長

6. 学生への周知方法

- ・ 公用掲示板への掲示
- ・ 信州大学ホームページ及び各学部ホームページのお知らせへの掲示
- ・ キャンパス情報システムのお知らせへの掲示
- ・ 対象学生へのメール送信
- ・ 授業中の場合は、校内放送又は授業担当教員を通じて周知

7. 補講

休講措置を講じた場合は後日補講を行うものとし、補講日は各部局で決定する。

http://www.shinshu-u.ac.jp/news2/archive_data/2011/07/20110719.html [accessed 2014-12-10]

別添2

信州大学附属図書館周辺に発せられる警報等への対応に関する内規

(平成26年10月17日学術情報・図書館委員会)

(目的)

第1条 この細則は、信州大学附属図書館(信州大学附属図書館規程(平成16年信州大学規程第21号。以下「図書館規程」という。))第2条に定める各図書館をいう。以下「図書館」という。)の周辺において気象警報等が発せられ、災害の発生が予測される場合について、利用者及び職員の安全を確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則において「警報等」とは別表第1に掲げる区域に発せられる気象業務法施行令(昭和27年政令第471号)第4条の「一般の利用に適合する予報及び警報」のうち気象警報並びに洪水警報及び第5条の「特別警報」のうち気象特別警報をいう。

(警報等の確認)

第3条 警報等の発令又は解除については、報道機関が行う放送又は気象庁若しくは報道機関が運営するWebサイトにより確認するものとする。

(臨時休館)

第4条 図書館規程第5条に定める図書館長(以下「図書館長」という。)は、開館時間内に警報等が発せられ、利用者及び職員の安全を確保するため必要と認められる場合、臨時に休館とするための措置をとるものとする。

2 図書館長は、前項のほか、次のいずれかに該当する場合、臨時に休館とすることができる。

- 一 図書館の所在地域周辺の警報等の状況により、利用者及び職員の安全の確保に支障が生じることが予想される場合
- 二 気象状況その他の事情により、図書館の業務を行うために必要な数の職員が出勤できない又は出勤が極めて困難な場合
- 三 前各号のほか、図書館長が休館することが妥当と認めた場合

3 図書館長は、前項に基づき臨時に休館とした後、利用者又は職員が館外へ出ることが危険と判断される場合には、図書館を避難場所として開放することができる。

(警報等の解除等)

第5条 開館時間外に警報等が発せられ開館時間近くになっても解除されない場合の対応及び警報等の解除後の対応については、原則として別表第2によるものとする。

(周知)

第6条 前2条に基づき臨時に休館する場合又は臨時に休館とした措置を解除する場合、次の各号に掲げる手段により、利用者への周知に努めるものとする。

- 一 館内放送(臨時に休館とした措置を解除する場合を除く。)
 - 二 図書館の入口及び各キャンパス内の周知を行う上で適当な場所への掲示
 - 三 図書館が管理する部局等 Web サイト(図書館がアカウントを取得し掲載内容を管理するソーシャル・ネットワーキング・サービス等を含む。)への掲載
 - 四 信州大学の部局等が運営するメーリング・リストへの送信
- 2 前項1号及び2号により臨時に休館する旨を周知する場合には、警報等が発せられなかった場合の対応及び警報が解除された後の対応についても併せて周知するものとする。

附 則

この細則は、平成27年10月17日から施行する。

別表第1

第2条に定める地域は気象庁予報警報規程(昭和28年運輸省告示第63号)別表第4に掲げる二次細分区域のうち以下の地域又は当該区域を含む区域とする。

区域名称	対象図書館
長野市	教育学部図書館, 工学部図書館
上田市	繊維学部図書館
松本市	中央図書館, 医学部図書館
南箕輪村又は伊那市	農学部図書館

別表第2

1. 月曜日から金曜日で国立大学法人信州大学職員就業規則(平成16年国立大学法人信州大学規則第2号)第3条の職員(代替職員を除く。以下「常勤職員」という。)が勤務する17時以降も開館する開館日

警報解除時刻	警報等解除後の対応
7時以前	通常開館
11時以前	13時開館
15時以前	17時開館
15時以後	休館

2. 月曜日から金曜日で常勤職員が勤務する日のうち,17時で閉館する開館日

警報解除時刻	警報等解除後の対応
7時以前	通常開館
11時以前	13時開館
11時以後	休館

3. 常勤職員が勤務しない開館日

警報解除時刻	警報等解除後の対応
前日の 17 時以前 [※]	通常開館
前日の 17 時以後 [※]	休館

※ 常勤職員が勤務しない開館日が連続する場合、その最初の前日。常勤職員が勤務しない開館日が連続し、その最初の前日の 17 時以前に警報等が解除されない場合は、原則として、次の常勤職員が勤務する開館日まで休館とする。ただし、警報等が解除されており、学内の各種行事を鑑み館長が開館することが適当と認め、開館できる体制が整う場合には開館することができるものとする。